

22 競争力及びビジネスの円滑化

本澤順子 *
近藤直生 **
早野述久 +
橋本小智 ++

I. 概要

A) 小委員会の設置

締約国は、国内、地域及び世界における自国経済の競争力を高めるためには、自国のビジネス環境が市場の発展に対応すべきことを認め（22.2 条 1 項）、そこで、各国の政府代表者から成る「競争力・ビジネス円滑化小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置し（同条 2 項）、この協定の効力発生日から 1 年以内に会合を行い、その後は必要に応じて会合を行う（同条 4 項）。

B) 小委員会の機能

小委員会は、①事業の開始に貢献し、締約国間の貿易及び投資を円滑にし、自由貿易地域における経済統合及び開発を促進する競争的な環境を形成する努力を支援するため、効果的な取組方法を討議し、及び情報共有を活発化させる（22.2 条 3 項(a)）、②自由貿易地域におけるサプライチェーンの発展及び強化を促進するための方法を探求する（同項(d)）等を行う（同項(a)ないし(e)参照）。

小委員会は、(i)自由貿易地域におけるサプライチェーンへの中小企業による参加を支援するため、適当な専門家と共に勧告を作成し、及びセミナーその他の能力開発の活動を促進する（22.3 条 1 項及び 2 項）*、(ii)サプライチェーンの発展及び強化に影響を及ぼす措置を特定し、及び討議するため、この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関との協力を行う（同条 3 項）、(iii)TPP の効力発生日の後 4 年目の年に TPP がサプライチェーンの発展、強化、運用をどの程度円滑にしたか検討を開始し、その後は 5 年ごとに検討を行う（同条 5 項）*。

小委員会は、締約国の利害関係者に意見提供の継続的な機会を与えるための仕組みを設ける（22.4 条）。

* もとざわ じゅんこ／弁護士／大江橋法律事務所

** こんどう なおき／弁護士・ニューヨーク州弁護士／大江橋法律事務所

+ はやの のぶひさ／弁護士／大江橋法律事務所

++ はしもと こち／弁護士／大江橋法律事務所

#* = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

C) 紛争解決手続の不適用

各締約国は、本章の規定の下で生ずる事項について、第 28 章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならないことも規定されている（22.5 条）。

II. 解説・コメント

《TPP におけるサプライチェーン構築の意義と小委員会》 TPP 締約国は、TPP を「21 世紀型の画期的な協定」たらしめている 5 つの特徴のうちの一つとして、「コミットメントに対する地域的アプローチ」を掲げ、その内容として、TPP が「生産・サプライ・チェーンの発展と継ぎ目のない貿易を促進」することを指摘している¹。TPP 本文では、「サプライチェーン」を、「製品及びサービスを顧客向けに設計し、開発し、生産し、市場で取引し、流通させ、輸送し、及び納入するための統合されたシステムとして共に活動する企業の国境を越えるネットワーク」と定義されている（22.1 条）。TPP は、貿易自由化のための伝統的なツールである関税削減だけでなく、サプライチェーン構築のために必要な、モノ、サービス、投資、人、情報の効率的な移転を実現できるための環境を整備することにより、「企業の国境を越えるネットワーク」を一層発展させることを目指すものといえる。

サプライチェーンの発展のため、TPP が提供する代表的なシステムの一つが、原産地規則における完全累積制度の導入である。すなわち、生産工程の世界的な分業が進むと、1 か国内の生産で原産地基準を充足することは困難になるため、TPP は、複数の締約国における付加価値・工程の足し上げを認めている（3.10 条）。この完全累積制度により、締約国各地での最適な生産配分・立地戦略の実現が可能となる。TPP は、この原産地規則のほか、貿易円滑化（第 5 章）、投資（第 9 章）、国境を越えるサービスの貿易（第 10 章）、電子商取引（第 14 章）、知的財産（第 18 章）など、既存の WTO 協定を遥かに超えるカバー範囲で、規律の高い規定を設けることにより、域内でのサプライチェーンの発展を強力に支援しようとしている。

本章に基づいて設置される小委員会は、サプライチェーンの発展及び強化を促進するよう、TPP を実施する方法を探求する役割を担うとともに（22.3 条 1 項）、現に TPP が、「サプライチェーンの発展、強化及び運用」の円滑化のために機能しているかを、定期的に検証することとしており（同条 5 項）、規定を設けるだけで終わりとせず、TPP が狙いどおり現実に機能しているか、機能させるためにはどうすればよいかについて、事後的にもフォローアップする仕組みが整えられているといえる。

さらに、小委員会では、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援する活動を行うことも規定し（同条 2 項）、中小企業がバリュー・チェーンの中でメリットを享受することがで

¹ [「環太平洋パートナーシップ協定の概要（暫定版）（仮訳）」](#) 1 頁。

きるような配慮がなされている。TPP の上記各規定は、大企業だけでなく、中小企業のグローバルサプライチェーンへの参加にも資するものである（例えば、中小企業がグローバルに事業を展開するにあたり、電子商取引、知的財産にかかる環境が整備されていることは重要である。）。TPP は、本章の小委員会とは別に、「中小企業に関する小委員会」も設置し（24.2 条 1 項）、同委員会にも中小企業のグローバルサプライチェーン参加を支援する役割を担わせて（同条 2 項(f)）、TPP のメリットが中小企業にも及ぶよう配慮している。

《我が国における具体的施策》 TPP は、「資源国から消費国、加工組立国から中間財の輸出国、さらには我が国のように、デザイン、商品企画、高度なサービス提供等の分野で高い水準を誇る国まで、多様な国々からなる経済連携である」²。これに伴い、域内における新たな貿易モデル、国際分業の仕組みが構築され、これまで大企業中心の国際ビジネス展開について、中堅・中小企業に積極的な参入の余地が生まれるものと期待される。

かかる状況に鑑み、我が国の施策として、グローバル・バリューチェーン構築支援事業が行われている。例えば、平成 27 年度補正予算事業として、「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業費補助金（ものづくりサプライチェーン再構築支援事業）」が実施されている³。同事業では、「特定の物の製造や企画、流通に関係する事業者」が、TPP 域内国を含む海外市場の獲得を目指し、前後の工程を担う産地内外の企業との事業統合や連携などを通じて、サプライチェーンの再構築を図る際のビジネスモデルの検証を行う場合の費用を補助する（補助率：補助対象経費の 3 分の 2 以内。補助上限額 1000 万円）。これにより、TPP 原産地規則を踏まえた国内外の繊維素材調達ルートの確立に向けた分析などを行うことができ、中小企業への波及効果が期待できる。

III. 備考及び更新情報

ver.2 : I の A)及び B)を加筆及び条文番号を追加したほか、II の《TPP におけるサプライチェーン構築の意義と小委員会》を大幅に加筆した

² [TPP 総合対策本部決定「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日）](#) 5 頁。

³ [経済産業省「平成 27 年度補正予算の概要（PR 資料）」（平成 28 年 1 月）](#) 2 頁（5 枚目）。